

議員提出議案第 10 号

監査請求に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり琴浦町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出し、本議会の議決を求める。

令和元年 6 月 20 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	青 亀 壽 宏
賛成者	同	井 木 裕
	同	高 塚 勝
	同	新 藤 登 子
	同	大 平 高 志
	同	押 本 昌 幸
	同	福 本 ま り 子
	同	角 勝 計 介

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

琴浦町が行っている同和対策事業・事務の運用状況について

2 監査結果の報告期限

令和元年8月15日

(理由)

同和対策は、国の「同和対策審議会」の答申を受け、「同和対策特別措置法」を皮切りに法律の名称を変えながら幾度となく延長を繰り返して、2002年3月31日を以って完全に失効した。

国と地方が責務として多額の予算を投入することにより、劣悪であった環境の改善などが劇的に進み、地方自治体の責務である住民福祉の増進は一般対策として対象地域を行政が区切るのではなく平等・公平に行われることを旨とするようになった。

然るに我が琴浦町においては同和対策の一般化が遅々として進まず、行政機構として「人権・同和教育課」が存続し、固定資産税の減免が、議会の機関意思としての「廃止決議」の議決にもかかわらず継続され、法的根拠のない「生活相談員」や「文化センター（隣保館）館長」、「人権教育推進委員」も設置されている。これらは法的根拠がないために貴重な自主財源でまかなわれており各地区公民館と比べても不平等・不公正の一因となっている。

運動団体である「部落解放同盟琴浦町協議会」に対して多額の補助金が毎年交付されている。そもそも部落解放同盟は規約上の「会員」及び「会費」で運営されるものとするが、適正な補助金の支出となっていて町民の理解が得られる使い方になっているのか監査によって明らかにされるべきである。

同和地区の住宅環境の改善の為に取組みされた「住宅新築資金」の償還期限が目前に迫っている。個人資産である住宅及び宅地の多額の未払い金があるが、貸付条例に基づく破たん処理スキームも駆使した特別会計を閉鎖する工程について監査委員の見解を明らかにすべきときにきているのではないか。